様式第３０（専用実施権等設定承認申請書）

専用実施権等設定承認申請書

令和○年○○月○○日

　支出負担行為担当官

　文部科学省○○○○局長

　　　　　　○　○　○　○　殿

（受託者）住　　所

　　　　　名称及び

　　　　　代表者名

　令和○年○○月○○日付け令和３年度「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」にかかる知的財産権について、下記のとおり専用実施権等を設定したいので、申請します。

記

 １．専用実施権等（注１）を設定しようとする知的財産権について

|  |  |
| --- | --- |
| 知的財産権の種類（注２）、番号（注３）及び名称（注４） | 専用実施権等の範囲（地域・期間・内容） |
|  |  |

２．専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

３．承認を受ける理由（注5。）

（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）

（１）専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため

（２）専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため

（３）その他

（担当者）

役職・氏名：

連絡先：

メールアドレス：

（記載要領）

（注1）特許法第７７条に規定する専用実施権、実用新案法第１８条に規定する専用実施権、意匠法第２７条に規定する専用実施権、商標法第３０条に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第１６条に規定する専用利用権、種苗法第２５条に規定する専用利用権をいう。著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。特定情報については、特定情報の保有者が第三者には開示しないこと及び特定情報の保有者自らが他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを条件に、特定情報の保有者から他者に開示された特定情報に関する財産上の権利をいう。

（注2）特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウ、特定情報のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）

（注3）当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に承認申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウ又は特定情報については、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。

（注4）特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、商標権については商標の名称、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を、ノウハウについては、ノウハウの名称を、特定情報については、特定情報の名称を記載する。

（注5）具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。

①（理由が（１）の場合）

国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる場合は、以下に限定されるものではない。）

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画

・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等

②（理由が（２）の場合）

海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績または具体的な計画

・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造またはサービスの提供の実績等

さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。（用いる観点は、以下に限定されるものではない。）

・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ（国際分業戦略等）

・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み等

③（理由が（３）の場合）

当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。